

岐阜県公報

目次

条 例

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例	(私学振興・青少年課)	二
岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	二
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(同)	三
岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	三
例	(生活安全総務課)	三

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(条例第四一号)
- 一 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - 二 この条例は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の一部を改正する法律」の施行の日から施行することとした。
- 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例(条例第四二号)
- 一 児童に係る各種の施設の基準を定める内閣府令等の一部改正に伴い、次の三条例について人員配置の基準を強化することとした。
 - 1 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例
教育及び保育に従事する職員の配置基準を、満三歳以上満四歳未満の子ども一人につき一人以上、満四歳以上の子ども二五人につき一人以上に改めることとした。(第六条関係)
 - 2 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
保育所の保育士の配置基準を、満三歳以上満四歳未満の幼児おおむね一五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二五人につき一人以上に改めることとした。(第四六条関係)
 - 3 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
教育及び保育に直接従事する職員の配置基準を、満三歳以上満四歳未満の園児おおむね一五人につき一人以上、満四歳以上の園児おおむね二五人につき一人以上に改めることとした。(第四条関係)

号外(一) 令和六年十月十六日

<p>二 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第四三三号）</p> <p>一 岐阜県子育て支援対策臨時特例基金の設置期間を五年延長することとした。（附則第二項関係）</p> <p>二 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第四四四号）</p> <p>一 「建築基準法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。</p> <p>二 この条例は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。</p> <p>岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例（条例第四五五号）</p> <p>一 使用済金属類取引業者に対し、ウェブサイトへの氏名等の掲載を義務付けることとした。（第六条関係）</p> <p>二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。</p>	<p>への対処に関する法律」に、「第二条第三号」を「第二条第四号」に改める。</p> <p>附則</p> <p>この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日から施行する。</p> <p>岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>令和六年十月十六日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>岐阜県条例第四十二号</p> <p>岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>（岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）</p> <p>第一条 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成十八年岐阜県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第一項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。</p> <p>（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）</p> <p>第二条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十六条第二項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。</p> <p>（岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）</p> <p>第三条 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項の表一の項中「三十人」を「二十五人」に改め、同表二の項中「二十人」を「十五人」に改める。</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p>
<p>岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>令和六年十月十六日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>岐阜県条例第四十一号</p> <p>岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例</p> <p>岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十一条第三項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等</p>	

1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例第六条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、適用しない。この場合において、第一条の規定による改正前の岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例第六条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においても、なおその効力を有する。

3 第二条の規定による改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十六条第二項の規定は、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、適用しない。この場合において、第二条の規定による改正前の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十六条第二項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

4 第三条の規定による改正後の岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第四条第三項の規定は、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、適用しない。この場合において、第三条の規定による改正前の岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第四条第三項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十三号

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例(平成二十一年岐阜県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年六月三十日」を「令和十二年六月三十日」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十四号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表二の項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同表三の項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同項イ及びロ中「第十八条第二十項」を「第十八条第二十九項」に改め、同表四の項中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改め、同項備考中「第十八条第二十項」を「第十八条第二十九項」に改め、同表五の項中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和六年法律第五十三号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十五号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県使用済金属類営業に関する条例(平成二十五年岐阜県条例第二十八号)の一部

を次のように改正する。

第六条第二項中「前条第一項第六号に規定する方法を用いて取引をしようとするときは、その取り扱う使用済金属類に関する事項と共に」を「その事業の規模が著しく小さい場合その他の公安委員会規則で定める場合（その者が前条第一項第六号に規定する方法を用いる使用済金属類取引業者（次項において「特定使用済金属類取引業者」という。）である場合を除く。）を除き、公安委員会規則で定めるところにより」に改め、「番号」「の下に」（次項において「氏名等」という。）を加え、同条に次の一項を加える。

3 特定使用済金属類取引業者は、前項の規定により氏名等を公衆の閲覧に供するとき は、氏名等と共に、その取り扱う使用済金属類に関する事項を公衆の閲覧に供しな ければならない。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和六年十月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県岐阜市

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社